

## セッション B 「自由主義思想の射程」

世話人：森岡邦泰（大阪商業大学）

司会：中澤信彦（関西大学）

報告：渡邊裕一（学習院大学非常勤講師）、谷田利文（兵庫県立大学他非常勤講師）

討論者：安藤裕介（立教大学）、森岡邦泰（大阪商業大学）

第一報告の渡邊会員からは、「ジョン・ロックの労働観と貧困観：福祉国家擁護論への架橋」と題する報告が行われた。この報告では、労働や貧民救済にまつわるロックの言説や実践を、哲学的著作はもとより行政文書や伝記などにも依拠して明らかにされた。それによれば、ロックは概して公的な貧民救済には消極的で、ロック自身の慈愛の実践も選別的なものであったという。こうした貧民救済をめぐるロックの一連の言動は、ロック政治哲学を古典的自由主義の系譜に位置づけ、ひいてはリバタリアンの解釈を強化する根拠となるように思われる。しかし、渡邊報告では、ロックにおける貧民救済の消極的かつ選別的な主張は、実はロックの自由主義的な主張というよりは、彼の一種の神学的主張に支えられているということが指摘された。その神学的主張とは、「労働の義務」という観念である。渡邊報告では、ロックの「労働の義務」に関する、付帯条件などを含まない最も原理的な根拠は『創世記』第3章19節であり、それがキリスト教神学と密接な関係を持つ観念だと指摘された。そのうえで渡邊会員は、ロックの神学的主張としての「労働の義務」は、彼の自由主義的な主張に徹した場合には無効化可能であることと、ロックのテキストのうちに一種の「生存権」の概念が見られることを指摘した。そしてそれらを根拠に、ロック政治哲学の自由主義的主張を用いた論理上の帰結として、福祉国家擁護論を展開し得ると結論した。

渡邊報告への討論者からのコメントでは、安藤裕介会員および森岡邦泰会員から共通の指摘として、「福祉国家」あるいは「生存権」という19世紀末以降の概念を、17世紀のロックの議論に持ち込むことへの時代錯誤があるのではないかと、との指摘がなされた。これらの点に関して渡邊会員は、リバタリアン的な福祉国家否定論に対峙するために、自覚的に時代錯誤にも見える問題設定を行っていることを述べた。そのうえで渡邊会員は、現代的な社会権としての「生存権」とは別個のものとして、ロックのテキストのうちに「生存権」の概念を見て取ることができることを『統治二論』の複数の箇所から指摘した。また、それが独立した権利概念として成立する根拠として、ロックが所有権とは異なる享受のありようを語っている点、労働の有無を問わずに成立する権利である点、という二点を挙げた。

また、安藤会員からは方法論上の指摘として、論証上、哲学的方法と思想史的方法が混在しているのではないかとコメントがあった。これに対して渡邊会員は、自身の方法論はあくまでも哲学的方法がメインであることを述べるとともに、従来の研究においてロッ

ク政治哲学から福祉国家擁護論を見いだそうとしたいくつかの研究が、思想史的方法を採ろうとしたことに言及した。渡邊会員によれば、そうした思想史のアプローチを採る戦略は成功しておらず、むしろ哲学的方法のみに依拠した方が、ロック政治哲学のうちに福祉国家と親和的な部分を見出すことはできるのではないかと、との見解が示された。

その後のフロアからの質疑では、はじめに小城拓理氏から二つの指摘がなされた。第一は、人類保全の要請というロックの神学的主張によって福祉国家擁護論を導く可能性は残されているのではないかと。第二は、ロックの非神学的かつ非自由主義的な主張である公共善の要請によって、福祉国家擁護論を展開できるのではないかと、というものである。これらについて渡邊会員は、第一に、ロックのいう人類保全という論点を神学的主張と見なし得ることに同意しつつ、それは権利の相互保全という形で世俗化可能なのではないかと応答した。また第二に、ロックのいう公共善の議論が緊急事態を想定した限定的な場面設定であり、それを拡大解釈する戦略は、ロックの自由主義的な主張を歪めてしまう可能性があるのではないかと応答した。

続いて有江大介会員からは、思想史的観点から大きく三つも指摘がなされた。第一は、自然法や自然権の語そのものが中世以来の伝統に即しているのかそれともより世俗化されたものであるのか。第二は、現代にいたる福祉国家論の思想史を叙述しようとした場合 1834 年改正救貧法の議論（とりわけ G. Himmelfarb に言及）を押さえておく必要があるのではないかと。第三は、神学的主張や聖書からの引用を字義通り受け取ってよいのか、というものである。これらについて渡邊会員は、第一および第二の論点に関して、ロック自身の意図に即するというならば、貧民救済の手段を慈愛に頼っていることや共通善や公共善への言及といった点で、ロックはどちらかといえば中世的な色彩を色濃く残しているといえるのではないかと応答した。また第三の点については、思想史的に労働の義務などが語られる聖書の箇所をコメントとして教示された。

最後に奥田敬会員からは、救貧が国家の領分なのか教会の領分なのか、という指摘がなされた。これについて渡邊会員は、報告中で引用した『寛容に関する書簡』が政教分離を説くテキストであるという点を挙げ、そこに例示される慈愛による救貧は明確に国家の領分ではないという点を述べ、それゆえに慈愛（報告中では神学的主張と位置づけ）を根拠とした福祉国家擁護の解釈は採れないと応答した。

第二報告の谷田会員からは、「ネッケルにおける宗教と統治——『宗教的考えの重要性について』を中心に」と題する報告が行われた。この報告では、近世フランスのポリス（内政）では、外面（社会）を統制するポリスと、内面（心）を統制する宗教の両者が必要だとされてきたことが、ドラマール、ドマを例にとり確認され、穀物取引論争においてフィジオクラットのポリス批判を受け、1770 年代、80 年代に、ポリス規制の必要性を改めて論じたネッケルの思想が検討された。ネッケルは民衆の統治のためにはパンと宗教が必要だとしたが、報告では、日本でも既に論じられている穀物論については簡単な紹介にとどめ、ほとんど研究されていない宗教論を中心に論じた。宗教論では、主権者への賞賛・批判で

ある公論では不十分であり、統治の基礎として民衆の宗教的考えが重要であるとされた。これは、時間のかかる教育とは異なり迅速に民衆の心に作用するものだという。自由化により、民衆の惨めさが増すほど、この宗教的考えを涵養することが必要とされる。また、宗教の領域である祝祭日の遵守や慈善についても、自由化後の貧困への対策から論じられた。

以上のようにネッケルの宗教論は、自由化後の格差の拡大、所有権の保証による民衆の貧困と暴動への対策のためのものだった。また、ハーバーマス等により行政官・知識人が担うとされた *opinion publique* とは異なり、穀物論では、民衆の感情としての *opinion* が論じられ、宗教論でも民衆の宗教的考えとしての *opinion* が論じられることがネッケルの思想の特徴だと指摘できる。

討論者である森岡会員のコメントでは、報告の目的を「反フィジオクラシーの統治論」を明らかにすることだとしているが、報告で示された宗教論においても、ネッケルの思想を反フィジオクラットと規定することができるのかが問われた。それに対して谷田会員は、現在博士論文で取り組んでいるより大きな目的と、報告での限定された目的を明確にすべきであったと述べた。反フィジオクラシーの統治論の解明は、博士論文での目的であり、フィジオクラット等を中心に進められた穀物取引の自由化に対して、フィジオクラットを批判した一連の思想家（マブリ、ランゲ、ガリアーニ、ネッケル）の議論のことを指している。報告でのより限定された目的は、フィジオクラットとの比較ではなく、ネッケルの穀物論と宗教論の検討にとどまるという。

同じく森岡会員より、ネッケルが人道主義者かどうかは、自由化による飢饉の克服を目的とするチュルゴー等と比較して、程度の違いに思われるとのコメントがなされた。それに対して谷田会員は、確かに両者は同じく飢饉の克服を目的としている点で程度の問題ともいえるが、自由化側が、市場原理により穀物価格が安定するまでの、価格が高騰する痛みを耐える時期が必要だとするのに対して、ネッケルは長期的な価格の安定に到達する前に、民衆の感情をなだめ、暴動を防ぐ統治者の短期的な配慮が必要だとする点で違いが存在すると述べた。

また、討論者である安藤会員からは、ナントの勅令の廃止や、プロテスタントの迫害が行なわれたルイ 14 世時代に、ドラマールがポリスは宗教の教義に干渉せず、外面的統制に限定すると説いた意味は何なのかというコメントがあった。それに対して、谷田会員は、現実問題として迫害がなかったとはいえないが、ドラマールが示した原則は、フランスにとどまらず、より広く根本的な原則であった可能性があるとして述べた。国家が教義や、国民の心の中（信仰）にまで立ち入らないという原則は、悲惨な宗教戦争の帰結として生じたもので、フランスにおけるジャン・ドマやドラマールに示されるだけでなく、リプシウスの思想においても確認できる原則だと述べた。

同じく安藤会員より、プロテスタントであるネッケルが、カトリック教国であるフランスにおいて、宗教的考えの重要性を説いた意味が問われた。谷田会員は、先行研究により

ネッケル自身の宗教は、熱心なプロテスタントというよりは理神論に近いとされることを示し、ネッケルが恐れていたのは、教義を問わず民衆が無神論に陥り、反社会的な行動をとる際の、

心の中のブレーキを失ってしまうことだとした。

同じく安藤会員より、『立法と穀物取引』と『宗教的考えの重要性について』において、ネッケルの *opinion publique* の定義が異なっていることを、どのように説明すべきかが問われた。谷田会員は、指摘のとおりこの二つの著作においては定義が異なっているが、現状ではその答えを示すことは難しく、二つの著作の間に書かれた他の著作の読解や、ネッケルの生涯・時代状況についての今後の検討が必要であると解答した。

その後のフロアからの質疑では、奥田敬会員から、ポリスの世俗面と宗教面の統制についてより具体的な内容が問われた。谷田会員は、ドマの『公法論』を例にとり、慈善や大学における世俗・宗教の両面の機能を示した。また、同じく奥田会員から、古代のポリスと異なる近代のポリスの特徴が、宗教ポリスを最重要とすることだとする点について、古代においても宗教の重要性はあったのではないかとの意見が示された。議論を通して、キリスト教徒にとって、古代の神々への信仰が、「宗教 religion」という言葉では意味されなかった可能性が示された。

以上 16 名の参加をもって活発な討論が行われた。